

# 資本蓄積と経済倫理

—ウエーバー社会学の視角から—

本井康博

## 1. はじめに

いわゆる「民富」*Volksreichtum, commonweal* の形成は近代に独自の資本主義の誕生にあたって、ひとつの、しかし不可欠の前提条件である。この資本の「原始蓄積」を欠いては近代資本主義の十全な展開はありえない。

この点、近代資本主義の自生的な発展はなぜにヨーロッパにしか見られなかったのか、を生涯の研究テーマとしたマックス・ウエーバーにとっては、「民富」の分析は避けて通れない重要な課題であった。彼の関心は次のように捉えることができるであろう。すなわち、どのような歴史的諸条件のもとで、あるいは社会的基盤の上で「民富」が蓄積されることが近代資本主義の成立につながるのか。また、逆に成立につながらない場合、財（富）の蓄積はどのような社会的基盤を有するのか。さらに、その場合、究極においてその成立を阻む要因ははたして何であるのか（住谷一彦〔54〕72ページ)<sup>1)</sup>。

彼のこうした問いかけの背後には、ナショナリストとして有名なウエーバーにとっての祖国、とりわけプロイセンにおける経済の近代化というすぐれて現実的な課題が当然、横たわっていた。その意味では、プロイセンにおける「民富」の形成のあり方こそ彼の関心をもっとも強くとらえた、と言うべきである

1) 典拠（引用）文献名については本稿末尾に掲げた「参考文献」中の当該番号を参照。ページの指示はドイツ語文献については S. または SS., 英語文献については p. または pp., 日本語（訳）文献については「ページ」で行なう。訳語は必ずしも訳本通りではない。本井による注は〔 〕内に記す。

う。

ウェーバーはさきの間に対して経済史の領域にとどまらず、宗教社会学の視角からも接近を試みている。住谷一彦教授が鋭く指摘されるように、ウェーバーの『世界宗教の経済倫理』という龐大な研究は一面では「原始蓄積」の問題に社会学的な視角から接近をはかった労作なのである（住谷一彦 [54] 73-74ページ 注1）。G. ルカーチの言葉を借れば、「本源的蓄積を社会的に補なおうとした」のがウェーバーによる経済倫理の研究であった（平井俊彦 [15] 316ページ）。そして、この点にこそウェーバーの独自性がいかんなく発揮されている、と言うべきである。

本稿は以上のことを経済倫理（具体的には「資本主義の精神」）に関する彼の分析を通してつぶさに検討することを第一の目的としている。と同時に、プロイセンの「家族世襲財産制」との関連で「原始蓄積」が問題にされていることを通して、ウェーバーの宗教社会学が（たとえ歴史研究の形をとるものがあるとは言え）ドイツの現状批判となりえていること、すなわちすぐれて実践的な意味を有していることをも明らかにしてみたい。そのさい、ウェーバーの「資本主義の精神」に関する研究が彼の宗教社会学の「起点」たる位置を占めている（T. Parsons [46] p. 6）ことを考慮に入れるならば、彼の現状批判（多くの場合、政治的な色彩が強いのは当然である）もまた同様に、「資本主義の精神」論を基盤にしていることが諒解されるはずである。

## 2. 財産蓄積のふたつの類型

ウェーバーが財（富）の形成と経済倫理との関連を分析するにさいして、決定的に重視していたのは次の2点である。

まず財の形成に関して彼は「財産」を明確にふたつの類型にわけた。すなわち、「個人財産と業務財産との分離」がそれである（M. Weber [83] S. 21, 37ページ）。このことは「財産投資と資本利潤」という「経済的行態の二つの形」を峻別すべきであるとの彼の主張につながっている（M. Weber [75] S. 732, 207

ページ). 彼はこのように「財産」という用語を「個人財産」に限定し, 『資本』としての財産」(M. Weber [70] S. 36, 上50ページ), すなわち「業務財産」(「資本」)とは区別して用いることが多い。

このことは「官職(または経営)財産(ないしは資本)と私的財産」(M. Weber [72] S. 126, 16ページ), あるいは「富の配分は『財産』としての使用価値の領域から『資本』としての交換価値の領域に富を移す可能性を〔中略〕有産者たちに独占させる」(M. Weber [72] S. 532, 241-242ページ 注14)といった彼独自の用法からも明瞭である<sup>2)</sup>。

本稿の視点から看過できない点は, ウェーバーのいう「財産」が——「資本」ではなくて——当時の歴史学派においては近代資本主義のひとつの起点と考えられていたことである。けれども彼によれば古代の王たちの私的財産(財宝)や中世の大商人たちが貯蔵した巨額の貴金属は「資本」として用いられることがきわめて少なかったために, 「近代資本主義の起源の問題はまた一般的に言って, 最初の貨幣財産の蓄積のしかたの問題にはふくまれてはいない」(M. Weber [83] SS. 10, 263; 18, 476ページ)。

それでは「財産」と区別された「資本」とはなにか。ウェーバーの定義によれば, それは「利益獲得のため継続的経営によって合理的な方法で利用される所持金」, 「とりわけ産業という近代特有の用途に向けられる」ものなのである(M. Weber [76] S. 292, 123ページ)。古代あるいは中世の資本主義と近代特有の資本主義とを分けるひとつの要素は実にこの「資本」であった。「すべて〔近代〕資本主義は有産者の『財産』を『資本』に変ずるものである。しかるにローマ帝国は『資本』を排除し, プトレマイオス王国とおなじく有産者の『財産』にしがみついた」のである(M. Weber [83] S. 277, 500ページ)。

ところで, ウェーバーが「家計と経営との分離」を近代資本主義の前提条件のひとつに数えていたことは周知のことである。その場合, 「家計」が自己の

2) なお, ウェーバーが「階級」を「財産階級」と「営利階級」とに分けていることに留意されたい。典型的には前者はレンテ生活者, 後者は企業者と労働者とされている(M. Weber [72] SS. 177-180, 207-217ページ)。

需要充足を目指す経済行為を意味し、財産と所得とを含むものとされていることに着目すべきである (M. Weber [82] S. 6, 上16ページ)。これに対して「経営」はつねに「営利資本」として捉えられている (M. Weber [84] S. 13, 24ページ)。こうした定義にしたがえば、古代のオイコス (大家計) が「資本の増殖」ではなく「財産の利用」を形成原理としていたこと (M. Weber [74] S. 212 f., 153ページ 注4) および近代資本主義が「財産」を営利資本に転換させることにより「経営」を独自に展開させたこと (M. Weber [84] S. 143, 259ページ) は容易に首肯できよう。

ウェーバーのいう「家計と経営との分離」は本稿の視角から見れば「財産と資本との分離」となる (M. Weber [68] S. 8, 77ページ参照)。その意味では、本稿はウェーバーの「財産」類型論でもある。

次に、彼の独自性は財の形成を分析するにあたって動機のレベルをも問題としている点にある。つまり、彼は経済行為 (蓄財) における「経済的目的」(経済倫理) ——「需要充足」か「資本利用」か——に着目すべきことを提起する (M. Weber [83] S. 281, 507ページ)。この点について彼は次のように主張する。

「注意すべきは、財産の蓄積ということを生み出す心理上の源泉には二つの著しく異なったものが含まれているということである。その一つは、おそらく古い時代からすでに影響力を持っていたもので〔中略〕総じて、根本において自己中心的な目標に他ならない。ところで、われわれがここ〔経済倫理の研究〕で取り扱う『市民的』な財産蓄積の動機は、これとまったく異なっている」 (M. Weber [70] S. 190 Anm. 1, 下221ページ 注5)。

ウェーバーは前者を「市民的財産の『貴族化』 Veradligung」と呼ぶことがある (たとえば M. Weber [70] S. 193, 下225ページ)。あるいは別の箇所では、前者を「封建的な物の見方」、後者を「独自の市民風の物の見方」と名付け、しかも両者を「まさに対蹠的」で「対立」したものとして把握している (M. Weber [70] S. 178 Anm. 2, 下198-199ページ 注2)。本稿では「市民的な蓄財」に対して前者を「貴族的な蓄財」と特徴づけてみたい。

以上のことを整理してみれば、財の蓄積について「財産」と「資本」という異なった形式があるのに対応して、蓄財の動機（心理的源泉）に関しても大別して2種類の「まさに対蹠的」で「まったく異なっている」ものが見出される。「市民的な蓄財」動機と「貴族的な蓄財」動機とがそれで、両者は混同されることなく峻別すべきである。経済倫理としてウェーバーがあらたに提起しようとするのは後者ではなくて前者である。

さしあたって、ここでは次の2点に着目すべきである。

まず、ウェーバーのいわゆる「理解社会学」Verstehenden Soziologie では、人間の「行為」Verhalten をその「動機」Motiv から解明するという方法がとられるという点に特色があることである。彼は、単なる歴史的事実や社会的制度よりも人間の行為や態度の背後に潜む「究極の起動力」を解明することにヨリ大きな関心を示していた (H. Luethy [27] p. 125)。

つぎに、彼はいわゆる「理念型」を駆使して対象に迫ろうとしている点である。すなわち、ウェーバーは「二つの著しく異なったもの」を明らかに類型的に捉えようとしている。この点は、経済倫理を扱った彼の代表作（『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』）と画期的な方法論をうちたてた論文（『社会科学・社会政策の認識の「客観性」』）とがほぼ同時に執筆されていることをあわせて想起すべきである。後にも触れるが、前者は後者で明確に打ち出された「理念型」に基づいて作成された最初の論文であった。

「資本主義の精神」をめぐる彼が反対者からの誤解と誤読との渦の中に巻きこまれ、両者間で「学問上の一種の乱闘 melee」(R. W. Green [13] p. viii) とも言うべき激しい論争がくりひろげられたのも、その一因はここにあると見るべきであろう。この論争において、ウェーバーが「素朴な概念規定をきっぱりと放棄する」ことが文化史研究のイロハであることを強調し、「極めて異質な事柄を同一のカテゴリーに入れる」という誤りをおかした L. プレンターノに対して、自身、「術語の使い方」が両者で相違することを指摘している (M. Weber [68] S. 4, 73ページ, 74ページ 注1)<sup>8)</sup>。

実に「混乱は術語から始まっている」のである（H. Luethy [27] p. 124）。「原始蓄積」の問題に限定してみても、ウェーバーに批判的な人びとは蓄財の背後に潜む人間の「動機」にまで目を注ぐことがないばかりか、蓄財に関するふたつの類型（用語）を明確に区別することなく、かえって両者を混同することが多かった。その意味では、両者間での論争は内容面だけではなく、方法論におけるくい違いでもあった<sup>4)</sup>。

それでは、ウェーバーはなぜにふたつの対抗的な類型を設定したのか。両者の差異はどこにあるのか。そして、そのうちの「市民的な蓄財」動機に決定的な重みがおかれているのはなぜなのか。次に項をあらためて問題に接近してみたい。

### 3. 「市民的な蓄財」

「市民的な蓄財」を生む動機は「資本主義の精神」を構成する要素のひとつである。ウェーバーにしたがえば、後者は「労働が絶対的な自己目的 *absoluter Selbstzweck*——『職業』*Beruf* すなわち『使命』*Beruf*——であるかのように励むという心理」である（M. Weber [70] S. 46, 上67ページ）。こうした職業使命観が主として禁欲的プロテスタンティズムの産物であり、それ故にこそカルヴィニズムを信奉するピューリタンたち、とりわけ近代のイギリスならびにニューイングランドに住むいわゆる「中産的生産者層」により歓迎されたことは、

3) 論争における用語法についての具体例は大塚久雄「解説」(M. Weber [70] 上139-153ページ)を参照されたい。ちなみに F. エンゲルスの言うように「科学上の新しい見方は、いずれも、その科学の術語における革命を含む」とするならば(F. エンゲルス [8] 25ページ)、「術語における革命」を深く考慮することなしに伝統的な概念を用いて「科学上の新しい見方」に論評を下すことは意図的ではない。ウェーバー夫人によれば、すべての人に知られている概念を独自に再構成することにより、ウェーバーは「論理的革命」*logischen Revolution* をなしたとげた、という(M. ウェーバー [67] II, 508ページ)。

4) H. ルエジは「資本主義の精神」論争を次のように論評している。「資本主義」や「資本主義の精神」という術語をウェーバーは「非常に特殊な意味で」使っているにもかかわらず、論争では彼独自の用語法に誰も従うことがなかった。その結果、議論は経済的な管理や資本蓄積、単純な利潤動機といった低レベルの事例にストレートに移行してしまった(H. Luethy [27] pp. 125, 127)。

ウェーバーの研究によりすでに広く知られている。

職業使命観において職業労働が自己目的とされたことは、K. マルクスの言う「蓄積というシシュフォスのな労働 Sisyphusarbeit der Akkumulation」(K. マルクス [31] I 114ページ)の誕生である。その結果が、たえざる事業の拡大であることは言うまでもない。というのは、そこでは日常生活の必要や欲望を満足させることではなく、「とめどもなくふやし続けること limitless increase and expansion」がピュウリタンたちの努力目標となったために、それ以前の消費にかわって生産ということがあたらしく最大の関心事となるからである(R. H. Tawney [60] p. 208, 下168ページ)。つまり、禁欲的なピュウリタンは消費を欲しないで営利を欲したのである。この意味で「資本主義の精神」はまさしく生産倫理であり、労働倫理にほかならなかった(大塚久雄 [44] 86, 89ページ)。

近代的な意味での職業人となったピュウリタンたちが、消費を圧殺し、生産(営利)を自己目的として追求する結果、そこに資本が蓄積されることは容易に想像できることである。ウェーバーはこの作用を「禁欲的節約強制による資本形成 Kapitalbildung durch asketischen Sparzwang」と呼ぶ。利得されたものは禁欲により消費的な使用を阻止されたために投下資本として生産的に利用されざるをえないのである。ウェーバーはこのこととはとりわけニューイングランドでは明白にあらわれたと言う(M. Weber [70] S. 193, 下225ページ)。

ちなみにラッフファール(F. Rachfahl)——ウェーバーの提起した「資本主義の精神」に対するいち早い批判者として有名——は、節約による資本形成は史上どこにおいても見られた、と反論する。が、節約が意味をもつのは節約されたものが再び生産過程に投入される場合に限られることを彼は認識していない(蔵本忍 [23] 225ページ 注3)。ここでも彼はウェーバー独自の用語法に対して誤解に陥っている。「禁欲的節約強制」なる用語は、「私が(ad hocに〔特別に、この場合に限って〕)命名したものである」とウェーバーはラッフファールに注意をうながしている(M. ウェーバー [86] 93ページ)。

さらにウェーバーは、ピュウリタンたちの資本形成、すなわち財の蓄積に潜

む動機<sup>1</sup>の分析に進む。かれらにとっては、富は怠惰や享楽を生み出す点で決してその所有のうえに満ち足りて休息することが許されない存在であった。神が与える財産という「宿屋」にいつまでも休息しつづけることは、破滅以外のなものでもない、と捉えられていた。そのため、ピューリタンたちは蓄財にあたって「虚栄の形をとる奢侈」、すなわち人間的な虚栄（それは容易に自己栄化につながる）ではなくて、神の栄光と自己の義務のみをその動機とした（M. Weber [70] SS. 166-167, 190, 190 Anm. 1, 下169, 222, 221-222ページ 注5）。

かれらにとっては、神の栄光か被造物的虚栄——「虚しい見栄」《vain ostentation》——か、といった二者択一があるだけで、その中間、すなわち「どうでもよいこと」《Adiaphora》はありえなかった（M. Weber [70] S. 187 Anm. 7, 187, 下211, 216ページ 注7）。

そのため、かれらにとっては後述する「貴族的な蓄財」に潜む自己中心の<sup>2</sup>か<sup>3</sup>虚栄心に富んだ動機こそ唾棄すべきものであった。

かれらが輝やかしい道徳的賞讃をもって歓迎したのが、営業上の成功と利得とを相続や縁故の手づるなどからではなく、自分で勝ちえた生まじぬ「自力独行の人 self-made man」であったこともそのことを裏づけてくれるはずである（M. Weber [70] S. 178, 178 Anm. 2, 下196ページ, 198-199ページ 注2）。熱心なカルヴィニストであった D. デフォーは、生まれと血統よりも富と実力とを重んじることを説く（天川潤次郎 [1] 371ページ）。彼の『イギリス商人大鑑』（The Complete English Tradesman）は当時のイギリスのピューリタン実業家たちが彼と同じような結婚観をひとしく抱いていたことを示してくれている（大塚久雄 [45] 291ページ）。

さらに、「資本主義の精神」を「ほとんど古典的といいうるまで純粹に」包含しているとまでウェーバーにより評された B. フランクリン（M. Weber [70] S. 31, 上39ページ）の著作にもそのことが明瞭に窺える。つまり、そこでは相続財産や家柄といった血縁よりも個々人の技能や自律心の方に決定的な重みがかけられている（久保芳和 [25] 85-86ページ）。ウェーバー自身も、フランクリンが



活躍したニューイングランド一帯では、遺産を相続した人よりも自力で産をなした人を尊重する伝統が古くから存在していることを指摘している (M. Weber [69] S. 215 Anm. 1, 92ページ 注14).

このようにイギリスやニューイングランドのピューリタンたちは、新興成金がどこにおいてもとりがちな方法、すなわち「資本」をたえず流通からひきあげて「財産」にかえるおきまりのやり方(この点はすでに触れた)を「地上の財宝をたくわえること」と見なし、「神に喜ばれない種類の粗野な貨幣蓄積」として徹底的に排斥した (M. Weber [71] S. 359, II 527ページ; ditto [69] S. 219 Anm. 2, 97ページ 注22). その反面、かれらは自己栄化のための蓄財をさけるためにひたすら「天に宝を積む」こと、すなわち富をたえず事業経営の拡大のために再投資すること——「財産」をたえず「資本」にかえること——に努めた。こうした蓄財をウェーバーは「市民的な蓄財」と捉えていた。

そして、この「市民的な蓄財」の結果、とめどもなく「天に積まれた」富こそ「全体社会」Commonwealth を支える経済的富であり、経済史で言うところの「民富」commonweal の名に値するものであった (住谷一彦 [54] 52, 57ページ参照)。近代資本主義を形成する産業資本がこの「民富」を基盤に成長をとげ始めるのは言うまでもない。この意味から「市民的な蓄財」は歴史に対して前進的(近代的)な作用を果たしたのである。

以上のことを考慮に入れる時には、産業資本——単なる財(富)とは区別された——の新たな形成は禁欲的プロテスタンティズムと「きわめて頻繁に、またいちじるしく目立った仕方」で〔中略〕結びついていた」とのウェーバーの指摘 (M. Weber [76] S. 292, 123ページ) がはじめて十分に諒解できるのである。イギリスやニューイングランドで近代資本主義が典型的な形で自生的に発展しえた背景にはさまざまな条件が考えられるが、独自の「市民的な蓄財」に基づく「民富」(産業資本)の形成があった事実を看過すべきではない。

この「市民的な蓄財」がいかに関代独自のものであったかは、次の「貴族的な蓄財」と比較する時、いっそう明白となるはずである。

## 4. 「貴族的な蓄財」

「貴族的な蓄財」は前に見たように「おそろしく古い時代から」大きな影響力をふるってきた。それは経済的な営みが見られる所では時代を問わず存在していたので、近代資本主義が成立する以前の経済活動と密接な関連を有していた。そのことを経済倫理の面から見るためにはヨーロッパの中世における営利活動とカトリックとの関係に着目するのがもっとも有益であろう。

中世のカトリックにあっては、利潤を追求することや営利を自己目的とすることは「卑賤 *turpitude*」（トマス）あるいは「恥辱 *puendum*」（アントニ）として排斥されてはいた（M. Weber [70] SS. 58-59, 上82-83ページ）。が、そうした経済倫理は通常、理解されているように生活のすべての領域で有効であったわけでは決してない。すくなくとも共同体の外部、すなわちいわゆる「対外経済」の分野ではその支配力は概して弱く、ある場合にはほとんど無力にひとしかった<sup>5)</sup>。だからこそ、教義上は禁じられていたはずの「無際限な富の欲望 *appetitus divitarum infinitus*」（R. H. Tawney [60] p. 4, 上15ページ）の充足が「対外経済」の場で盛んに追求され、カトリックの教義とは立派に、いうならば無関係に共存しえた。売買を伴う商いは魂の救済には危険ではあるが、しかし一方では社会にとって不可欠である、というカトリックの経済倫理が陥ったジレンマはいわゆる「対外倫理」を媒介としてみごとに解消されていた<sup>6)</sup>。

したがって、「信仰の時代」とまで呼ばれる中世ヨーロッパにあっては教皇政治は常に高利貸と結びつき、それなしではやっていくことができなかった。そればかりか教皇庁それ自体が中世最大の金融機関でもあった（R. H. Tawney [60] pp. 45-46, 上65, 87ページ）。その意味で、教皇庁こそもっとも貪欲な存在で

5) 宗教改革者やその支持者である市民の間では、それまでのカトリック的な「教権制」*Hierokratie* をもってしては生活全体がまだ十分に宗教的に規律化されえない、と考えられていた（M. Weber [74] S. 807, II 627ページ）。

6) 時には「賤民」たるユダヤ人を入れてカトリック教徒にはご法度の営利活動を代行させるという解決策がとられることもあった（R. H. Tawney [60] pp. 39-40, 上77ページ）。

あり、それを地方にあって支える司祭は地域における唯一の資本家（金貸し）たらざるをえなかった（R. H. Tawney [60] pp. 32, 130, 上63ページ、下31ページ）。

ところで、「対外経済」の領域で営利活動に従事する当事者たちは、自分たちの行為を反道徳的なものと考えてるのが普通であった。死後、莫大な金銭が「良心の代価 Gewissensgelden」として教会に寄進されたり、あるいは不当に奪取した「高利 usura」として生前の債務者へ返却された幾多の例が、そのことをなにより雄弁に物語ってくれている（M. Weber [70] S. 59, 上83-84ページ）。当時、商取引はたえず不信の眼で見られ、どこにおいても商人に対する嵐のような憤激がくりかえしわき起きている。当事者たちもある種のうしろめたさを感じていた。要するに、かれらにとっては商取引は倫理上、魂の救いにとって明らかに危険なものであった。これに比すれば、「市民的な蓄財」の場合は、得られた富を自己の享楽にあてることこそ道徳上、危険と考えられた（M. Weber [70] S. 189 Anm. 3, 下220ページ 注3参照）。

営利行為は道徳的に危険であるのみならず、経済的にも大きな危険を伴うのが常であったことにも止目すべきである。というのも、かれらの営みが商業資本（いわゆる前期的資本）を基軸とする「対外経済」にとどまる限り、そこから抽出される富は譲渡利潤であり、周知の「詐欺・瞞着」以外からは生じようがないからである。中世のあるスコラ学者が、商人は詐欺と不当利得とによって生活をしているから救い難い、と考えていたことはある意味できわめて自然なことなのである（R. H. Tawney [60] p. 23, 上47ページ）。

さらに、前期的資本は経済的にも危険性を自らの特性としていると言わねばならない。コイトゲンの「安全さが増せば増すだけ、それだけ利潤は減少する」という言葉（大塚久雄 [38] 59ページ）や「甲の得は乙の損」という言い回しの中にそれがよく表わされている。ウェーバーがこうした前期的資本の活動を（近代資本主義と区別して）「冒険商人的資本主義 Adbenteuer-kapitalismus」という周知の表現で呼んだのは、事柄の本質をよく捉えている。

前期的資本が目指す譲渡利潤は、偶然や投機、冒険といった類の危険性にた

えざさらされた経済行為からもっとも多く生み出されるために東の間の利潤たらざるをえなかった。このように利潤は危険をはらむうえに東のものであるからこそ、商人たちは営利衝動の充足において限度を知らない。かれらの行為がたえず危険にさらされている以上、将来の利潤は決して保証されておらず、まったく不確実である。要するにかれらは継続的な「経営」ではない、特殊な「臨時の金儲け」の事業主にはほかならない（M. Weber [76] S. 291, 121ページ）。このため、危険の圧迫はかれらをして一連の「持続的な」<sup>7)</sup>生産活動ではなく、ただ一回限りの（一攫千金的な！）ものに賭けさせる。かれらの際限のない営利衝動の発露は、実は営利機会の少なさと不安定さによるのである（A. ファンファーニー [9] 222-223ページに見られる適切な例を参照されたい）。

以上で明らかになったようにカトリックの世界では富の追求は二重の意味で、すなわち倫理的にも経済的にも危険視されていた。そのため、商人や金融業者は得た富を危険な商売からたえず引きあげて、財産を不動化（本稿の注18を参照）することに積極的になる。換言すれば、空高の安全を求めて土地に投資するのである。商取引にくらべると土地の購入ははるかに「上品で安定したきわめて確実な投資」と考えられていたからである（R. H. Tawney [61] p. 188, 39-40ページ）。かの「市民的な蓄財」の場合には、蓄積された富が生産的な経済活動に再び「戻される」のが通例であった（E. Fischhoff [10] p. 64）のときわめて対照的に、この場合には、危険な経済活動から富がたえずひきあげられていく点に留意すべきである。

この点は、ルネサンス期のフィレンツェが好例であろう。当時、世界経済の中心地でもあったこの都市においてさえも利潤の追求は道徳上、危険視されるのでなければせいぜい寛容されるにすぎなかった（M. Weber [70] S. 60, 上84ページ）。このため、富は危険をのがれて周辺の土地にたえず投下されることになり、その結果、都市の商人たち、とりわけ「大アルテ」の商人たちはほとん

7) 「持続性」は「資本主義の精神」をその他の経済動機からわかつ重要な要素である。「臨時の」労働者もこの精神とは無縁である（M. Weber [85] S. 113, 148ページ）。

どの場合、同時に周辺の農村における地主（封建的領主）でもあった（大塚久雄 [42] 244ページ）<sup>8)</sup>。注目すべきことは、フィレンツェに限らずイタリア全土に共通して見られた現象であるが、かなりの地代収入をもつにいたった商人たちは、もはや本来の貴族と見境がつかなくなることである（J. ブルクハルト [6] 401ページ 注3）。

「土地所有者となったのち、さらに貴族にまでのしあがろう」とするこうした現象（M. Weber [76] S. 291, 121ページ）は、経済史でいう「上昇・転化」であり、史上いたるところで寄生的で反動的な役割を果たすことが多かったことはよく知られている<sup>9)</sup>。つまり、かれらは資本家・商人たることをやめて土地所有者に転身し、あからさまな封建的権力者として力をふるまうにいたる。こうした保守性と反動性こそ前期的資本の「根本的特徴の一つ」と言わざるをえない（大塚久雄 [38] 62ページ）。

ウェーバーはこうした「上昇・転化」現象を財産の「貴族化 Veradligung」と名づけ、「おそろしく古い時代から」今日にいたるまで史上どこにおいても見い出せるとしている（M. Weber [70] SS. 190 Anm. 1, 193, 下221 注5, 225ページ）。これこそが本稿で「貴族的な蓄財」と呼ぶ事柄である。その歴史は古く、すでに『旧約聖書』の時代には存在が知られているほどである（大塚久雄 [39] 54ページ）。ほかにもその例は枚挙にいとまがない位であるが、さしあたって二、三の例を挙げてみれば、古代ローマの「ラティフンディウム」（大私有地）では、所有者である貴族たちの「貪欲は比較に絶している」とまで言われた（大塚久雄 [39] 56ページ）。同様に古代オリエントの都市貴族たちや中世ドイツの都市貴族 Pa-

8) このように都市の商人たちが地主を兼ねるようになった結果、フィレンツェの都市政府はその支配権（いわゆる「禁制領域 Bannmeile」の設定）を農村地帯にまで拡大しようとする。こうして農村はまったく利己的な「都市経済 Stadtwirtschaft」政策にとりこまれてしまう（大塚久雄 [39] 77ページ 注4, 80-82ページ）。近代資本主義を生み出す農村工業（典型的には毛織物工業）はこうした政策のもとではその芽をつみとられてしまうことは言うまでもない。なお、アルテについては大塚久雄 [42] 52ページ以下を参照。

9) ちなみに、自身、最大の土地所有者（封建領主）となった教皇庁が、農奴制や隸農制に対していかなる態度をとりえたか、を考えられたい。農奴制は教会法で認められていたばかりか、実に強制さえされていた（R. H. Tawney [60] pp. 55-57, 上104-108ページ）。

triziat も地代収入に大きく依存する地主であった（大塚久雄 [39] 54, 74ページ）。

以上、説明して来た前期的資本が獲得する富が、あの「民富」とは似て非なるものであることは行論上、明白であろう。両者を峻別すべきことをウェーバーは力説する。

『違法すれすれの危い橋を渡らずして、巨万の富は手に入れ難い』という悪評高い格言にしたがって獲得される利得ではなくて、『正直は最良の策』という原則にしたがって目指される収益こそ特殊な近代資本主義の担い手となった』（M. Weber [78] S. 242, 272ページ）。

さらにウェーバーは、この蓄財の心理的源泉を次のように分析している。

「この〔蓄財の〕形式こそ『飽食した satte』資本家たちが常習的に選ぶ道であり、その魂胆たるや、自分たちの収入源を激烈な経済闘争の槍舞台からひっこめ、自分たちのために安全な避難所を見つけ〔中略〕地代を取得する名目貴族におさまろうというところにある」（M. Weber [80] S. 331; R. Bendix [5] p. 38, 45ページ）。

本稿の観点から見て重要なのは、こうした「貴族的な蓄財」の動機の深層に「家族の名誉 splendor familiae」を守るという虚栄的で自己中心的な魂胆——さきにウェーバーはこれを「封建的な物の見方」と呼んだ——が潜んでいることをウェーバーが鋭く見抜いていることである（M. Weber [70] S. 190 Anm. 1, 下221ページ 注5）。この虚栄心は実に経済的な成り上がり者に特有のもので、かれらはその欲望を「獣のようなしかたで」満足させようと努めるのが常であった（P. マントウ [28] 545-546ページ）。

そのためにかれらは富を相続財産（世襲財産）の形態で子孫に残そうとする。なぜなら成り上がり者の成功はかれらの末裔たちの代になってはじめて「血統」となって役立つと信じられていたからである（M. Weber [70] SS. 178 Anm. 2, 190 Anm. 1, 下198-199ページ 注2, 221-222ページ 注5）。実に「成り上がり者の世襲財産は貴族主義的伝統をもった古い国、及び軍事的君主国における資本主義の特徴的性格の一つである」（M. Weber [81] p. 383, 124ページ）。

ウェーバーは地代収入を当てとする土地購入を「地上の財宝をたくわえること」とか「資本を『財産』にかえること」として捉えている(M. Weber [69] S. 219 Anm. 2, 97ページ 注22)。こうして蓄えられた「財産」は、家計を支えるための家産にほかならず、「資本」としての財産ではないことは明白である。つまり、この場合の土地への投資は端的にいえば「財産の投下」にすぎない(M. Weber [84] S. 269, 487ページ)。この点、「天に宝を積む」ことに努めたピュウリタンたちの資本形成との懸隔はすこぶる大きい<sup>10)</sup>。

以上で、およそ「貴族的な蓄財」の内容が明らかにされたことと思うので、次にそれがあの「市民的な蓄財」と対抗的な関係にあることをイギリスならびにオランダを例にとつてのべてみたい<sup>11)</sup>。

### 5. 「市民的な蓄財」と「貴族的な蓄財」との対抗

ピュウリタンたちの「市民的な蓄財」はイギリスとオランダとでは対照的な差異を見せた。すなわち、近代のオランダにおいてはイギリスにさきだつてピュウリタンたちの致富の途が拓かれたにもかかわらず、ほどなく「貴族的な蓄財」によってその行く手が塞がれてしまった。

こうした両国の相異なる経済発展は慧眼な経済史家の関心を強く捕えてきた。たとえば K. マルクスはウェーバー同様(M. Weber [70] S. 194 Anm. 1, 下230ページ 注5)、17世紀にひとしく名だたる貿易国家として隆盛を誇った両国がその後、正反対とも言える進路を辿ったことに早くから着目していた(K. マルクス [31] III275ページ)。日本では周知のように大塚久雄教授が貿易国家のふたつの基本類型として把握されている(大塚久雄 [41] 182-206ページ)。

さて、W. ベティが鋭く指摘しているように、17世紀のオランダの人びと、

10) 「資本主義の精神」論争中、財の蓄積に限ればウェーバー批判はつまるところ次の主張につきるであろう。富やその蓄積に関しては、カトリックやルター主義、カルヴィニズムの間ではその差異は認めがたい(G. Marshall [29] p. 82)。

11) ドイツにおける「貴族的な蓄財」については後段でとりあげる。フランスのそれについてはさしあたっては高橋幸八郎 [55] 103-109ページを参照されたい。

なかんずくカルヴィニズムの労働者はその「大部分が思慮深い、まじめな、そして辛抱づよい人間」であり、「労働および勤勉こそ、神に対する自分たちの義務だと信じている」ことでつとに定評があった（W. ベティ [47] 55ページ。なお58ページをも参照）。したがって、こうした職業使命観をいち早く身につけた人たちがイギリスに渡った場合、土着の労働者との質的差異は歴然たるものがあった。イギリスの識者たちが、オランダを始点とするカルヴィニズムの移住者を「熟練労働の開拓者」と呼んで歓迎したのも無理からぬことであった（M. Weber [70] S. 199 Anm. 2, 下239ページ 注3）。

これら移住者に比すれば、イギリスの労働者たちは一般的に「怠惰で浪費家であつ放逸」との印象を免れがたかった（H. Levy [26] p. 55. なお p. 7をも参照）。実に「資本主義の精神」の発芽の点ではオランダはイギリスに先行したのである。当時のオランダは「17世紀ヨーロッパの経済上の教師」（R. H. Tawney [60] p. 170, 下103ページ）であり、「17世紀の古典的資本主義国」（K. マルクス [30] I 589ページ）の名に十分に値する国であった。したがってこの国では真剣な信仰の持主たちが、巨大な富をもちながら一様に簡素な生活にあまじたために「法外な資本蓄積熱」が生来した（M. Weber [70] S. 193, 下225ページ）。「民富」形成の前夜を迎えたわけである。

オランダは後進国イギリスにとって最大の競争相手であったにもかかわらず、オランダ的なものの見方はその資本と共にロンドンでは熱狂的にもてはやされた（R. H. Tawney [60] p. 209, 下174ページ）。「オランダに見ならおう “Imitation of the Dutch”」はイギリス重商主義のスローガンとなった（平井俊彦 [16] 95ページ）。イギリス重商主義の作家たちが、オランダ資本の優越性を次のような原因に求めていることは、当面誠に興味深い。つまり、オランダではあらたに獲得された財産がイギリスのようにつねに土地へ投下され、封建的生活慣習へ移行することによって貴族化される、ということがなく、したがって資本主義的な利用から奪い去られることがない、というのである（M. Weber [70] SS. 193-194, 下225-226ページ）。



ところが、オランダはその後、17世紀の後半には早くも経済上の教師たる位置をイギリスにあげ渡している。さまざまな理由が考えられるが、ひとつには都市の商人貴族たち (Regentev) が「貴族への昇進熱 Adel-und Titelsucht」に浮かされて古来の騎士領をきそって購入したことが大きく左右している。つまり、「オランダの場合には、相統財産化した貨幣所有の強大さが禁欲的精神を挫折させたのである」(M. Weber [70] S. 194 Anm. 1, 下229-230ページ 注5. 傍点は本井)。

商人貴族たちは、多くの場合、地代収入だけではなく金利にも依存する存在であった。商売上の危険を回避するために最後には蓄財は安全な金利生活へと歩を進めるのが普通であった。この国でも飽食して金利で生活する紳士はブルジョアの古典的な模範とされていたからである(内田直作 [65] III176ページ)。

着目すべきは、これら商人貴族たちが宗教的にはアルミニウス派 (Arminianismus)——それは世俗内的な禁欲を排斥し、反カルヴィニズムの立場に立つ——の信奉者であるという点である (M. Weber [70] S. 84 Anm. 1, 下10-11ページ 注1; 大塚久雄 [43] 224ページをも参照)。この教派の強力な存在のために厳格なカルヴィニズムがオランダを支配しえたのはわずか7年間にすぎず、総じてその蔓延力は比較的小さかった (M. Weber [70] SS. 50 Anm. 1, 186 Anm. 1, 193, 上73-74ページ 注1, 下213ページ 注5, 225ページ)<sup>12)</sup>。その結果、封建的な生活形態を嫌悪するカルヴィニズムによって「いちじるしく阻止されざるをえなかった」あの「貴族的な蓄財」が再び息を吹きかえすことになった (M. Weber [70] S. 193, 下225ページ)。

換言すれば、カルヴィニズムの禁欲的な精神が後退するにつれて、都市の大商人層の間に「貴族的な蓄財」熱が激しく吹きあれ始め、ついにはオランダ一国の経済を左右するほどの力をふるったのである<sup>13)</sup>。このことを都市と農村と

12) ホイジンガによれば、オランダにおいてカルヴィニズムが容易に勝利を取ることができなかったのは、すでにエラスムスの精神が広く深く国民の各層に浸透していたからである、という(ホイジンガ [17] 69, 75ページ)。確かにエラスムスはアルミニウス派にとっては「偶像」であった(内田直作 [65] I 183ページ)。

の観点から見直すならば、「中世都市的な都市経済の存続は〔農村〕工業の発展を阻止してしまった」と言えるであろう (M. Weber [70] S. 186 Anm. 1, 下214ページ 注5)。

それではオランダと比較した場合、イギリスはどうであろう。典型的に「市民的な蓄財」が展開されたイギリスとして「貴族的な蓄財」と決して無縁ではなかったことはすでに触れた通りである。すなわち、「いつの世にあっても成金階級 *nouveaux riches* にはおきまりの」土地への投資という安全な蓄財 (R. H. Tawney [60] p. 123, 下19ページ) はイギリスとして例外ではないのである<sup>14)</sup>。

そのことは、富に関して「封建的な物の見方」からもっとも遠いと思われるクエイカー教徒についても妥当する。かれらの間でさえも富を裕かに蓄積した人びとが入信以前の素朴な生活の享楽にたち戻り、クエイカー主義から離脱していく事例が数多く見られた (M. Weber [70] S. 195, 下232ページ; 山下幸夫 [89] 178ページ)<sup>15)</sup>。典型的な例としてイギリスの製鉄業に巨歩を残すダービー家を挙げることができよう。同家は5代目になって「他の成功した産業家たちの非常に多くの家族がもっと早い段階に行なったように」土地財産に関心を寄せ始

13) ウェーバーの『資本主義の精神』論に批判的な高村象平教授や内田直作教授には総じてこの点の視角が欠落している。前者については高村象平 [56] の第5章を、後者については内田直作 [65] を参照。

14) この点は史家によって次のように指摘されている通りである。

「ジェントリ化の現象は、概して金満家の商工業ブルジョア階級に見られたもので、かれらは自分の事業が成功した時には、『資本主義の精神』を捨て去り、田舎に土地(所領)を購入してジェントリ、すなわちカントリー・ジェントルマンに成り上がっていくのが普通であった。この現象は、すでによく知られているように、十六世紀以来、いうなればイギリス近代史に普遍的なもので、とくに王政復古後の商業革命で興隆した商人階級には通有といってよいものであったが、産業革命のなかから勃興した産業資本家階級についてもまったく同様で、その例となるともう枚挙にいとまがない」(村岡徳次 [34] 131-132ページ、傍点は本井)

「イギリスの産業資本家層は、かれらの事業が成功して生活の経済的基礎が固まると、『資本主義の精神』を捨て去り、かれらより上層、すなわち貴族・ジェントリに成り上がろうと努力するようになるのが普通であった」(同上 [34] 167-168ページ、傍点は本井)

15) 17世紀のイギリスでは、早くも次のような批判がみられた。

「クエイカーたちが貧しく、ぼろを着て歩いていた時には、彼等は富をのしった。その理由は彼等が何物をも持っていないからだった。だが……事態は変わった。そして今や彼等は世俗の富や虚飾と和解して、土地を購入して毛皮に身をつつんで馬に乗り、クエイカー派に改宗していない人々と同じように飲食するようになった」(山本通 [89] 95ページ、傍点は本井)

めた。その結果、同家は「イングランドの企業家たちの成功の伝統的な徴候である土地所領購入を開始」するにいたった。この時、同時にかれらが「クエーカー主義からイギリス国教に転じ」た事実は行論上、看過されてはならない(B. トリンダー [63] 152, 169ページ。なお、177ページ 注15をも参照)。

同様の離脱は、世俗内的禁欲の先駆者とされる中世の修道院でもくりかえし見られた現象である。修道院の内部で行なわれたいくたびもの改革(リバイバル)は、蓄積された財産が「貴族化」(この場合は「世俗化」)の方向に墮するのを防ぐための方策にほかならなかった(M. Weber [70] SS. 195-196, 下232ページ)。イギリスに関して言えばカルヴィニズムの母胎とも言うべきヨーマンリーの中にさえもジェントリから土地を購入し、自ら地主化していく例が報告されている(P. マントウ [28] 524ページ)。したがって、カルヴィニズムとは無縁の、あるいは敵対的なその他の社会層に「貴族的な蓄財」が強固に存在するのはある意味できわめて自然なことなのである。

この土地問題は、イギリスの宗教改革に先だつほぼ1世紀にわたってあの「困乏」をめぐるすでに由々しい社会問題となっていた。とりわけ、16世紀前半の修道院解散は異常なほどの社会的関心を集めた(R. H. Tawney [60] p. 119, 下11ページ)。この時、チューダー王朝の財政的な窮乏のために売りに出された修道院領の多くは、気狂じみた土地投機をまき起した後、ロンドンの抜け目のない商人たちの手に落ちている(R. H. Tawney [60] pp. 119-120, 下12-13ページ)。

この結果、前期スチュアート王朝により王領地の売却という政策がそのうえに積極的に進められたことも手伝って、ジェームズ1世の時代にはロンドンの有名な資本家(商人)の中かなりの土地をもっていない者を見つけるのは困難なありさまであった(R. H. Tawney [61] p. 188, 39-40ページ)。実に大商人層と地主層とはふたつの階級ではなくて一心同体であった(R. H. Tawney [61] p. 189, 41ページ)。

東インド会社による外国貿易などで巨富を得た都市の大商人や新興成金たち

が、このように修道院領や破産貴族の所領などを買いあさるのは、経済的な意図とは別にジェントリ階級——下層貴族であった——に成り上ろうとする思惑がそこに働いていることに止目すべきである。なぜならそうした所領の購入は確実に安全な地代収入の途であると同時に社会的な威信と政治的な権力とを手に入れる途でもあったからである（R. H. Tawney [60] p. 173, 下109；山下幸夫 [90] 222ページ 注1）。

ちなみにデフォも、当時のイギリスの商人、とりわけ貿易商人がほとんどジェントリ階級に上昇していることや、商人階級と貴族階級との間に自由な交流が見られることを盛んに指摘している（天川潤次郎 [1] 371ページ以下）。さらに、時代は下るが、ユブデンはブライトにあてた手紙の中で、「実業界で成功した連中はすべて土地を買っているではないか」と地主化した大商人たちを批判している（R. H. Tawney [61] p. 188, 39ページ）。

かくして修道院解散は、最終的にはジェントリの手に修道院領の大部分が移行するという事態をもたらしたと考えられる（武揚六 [58] 104ページ）。かれらは修道院領を購入するさいには、修道院に附属する十分の一税の徴収権や聖職者の叙任権などをもあわせて入手している。そのうえ、かれらは土地の貸付け競争を激化させて地代と権利金をせり上げ始めたのでヨウマンやファーマーといった農民から反発をくらうことになった（R. H. Tawney [60] p. 78, 上148ページ；C. Hill [14] pp. 133, 154-155）。

当時、ジェントリと農民とは、囲込や織物業に関してすでに利害を異にしていたこともあって<sup>16)</sup>、「ジェントリの頽廃した層」（バクスター）——かれらは「封建的一領主的な利用の形式をもつ財産」の所有者であった——に対するピューリタンたちの憎しみと反発とは強かった。ジェントリが保有する「財産」は、「資本」ではない点で、ピューリタンから見れば、「財産の忌まわしい形」であり、「財産そのもの」（すなわち生産財）とは認めがたかった

16) 囲込に対するピューリタンたちの批判については R. H. Tawney [60] pp. 180, 186, 下122, 132-133などを参照。織物業については後述。

(M. Weber [70] S. 176 Anm. 2, 下192ページ 注11). そのため人びとの間で「修道院領の譲受人は三代たてば死にたえる」(さしづめ「唐様で書く三代目」)との伝説が広く口承されたほどである(R. H. Tawney [60] pp. 120-121, 下14ページ). こうした風潮から窺えるように、また当時の識者が認めているように、修道院領の購入は概して良い結果には至らなかったようである(C. Hill [14] p. 24).

ところで、行論上、推測できるように、ジェントリとイギリス国教会との結びつきは堅く、前者が後者の有力な支柱であったことは看過してはならない(城塚登 [51] 95-96ページ)<sup>17)</sup>. オランダの近代史にアルミニウス派が果たした役割をイギリスで探すとすれば、おそらくこのイギリス国教会がもっともそれに近いと言わねばならない. 両者には教義的に見ても密接なつながりが見られる. すなわち、イギリス国教会はアルミニウス派の教義を採用している(M. Weber [70] S. 84 Anm. 1, 下10ページ 注1).

主としてイギリス国教会と結びつくジェントリが地代収入に頼る地主階級(下級貴族)であるのに対し、ピューリタンたちは額に汗して働く農民層が主軸であった. カルヴィニズムの最大の共鳴盤とも言うべきいわゆる「中産的生産者層」が農業やその副業たる毛織物工業に従事するヨウマン(独立自営農民)や小親方(スモール・マスターズ)であったことは経済史上広く知られた事柄である.

かれらは自分たちの信仰にとって農業(ただし土地所有ではない)をとりわけ有益な営利部門として重視していた(M. Weber [70] S. 194, 下226ページ). かれらもまた盛んに土地に資本を投下したが、それは「貴族的な蓄財」の場合のように土地を「貴族化」(いうならば化石化)<sup>18)</sup>させることなく、ひたすら経

17) ちなみに、自身、イギリス国教会に所属するトーニー(出口勇蔵[7] 83ページ)は、当然のことながらこのジェントリの社会的な働きを高く評価する。「資本主義の精神」論争においてトーニーがウェーバーをついに十全に理解できずに終わったのは、トーニーの宗教的立場がそこに投影されていたから、と考へざるをえない(本井康博[32] 104ページ 注6参照).

18) ウェーバーの用語を借れば、「財産を特別の仕方では人為的に不動化する」という現象である(M. Weber [74] S. 651, II 366ページ, 傍点は本井). つまり、こうした土地は古代の王たちの財宝と同様に「貯蔵され『資本』としてはたらかない動産的な財産」にすぎない(M. Weber [84] S. 143, 259ページ).

営拡大のためであった。換言すれば、「資本」としての土地財産であった。だからこそ、その後には農業の高揚期ももたらされている（M. Weber [70] S. 194 Anm. 2, 下230ページ 注6）。

ピュウリタンたちが、いかに農業を振理にかなった職業とみなしていたかは、フランクリンの次の言葉に明瞭に表われている。

「ある国民が富を獲るには三つの方法しかないように思われる。第一はローマ人がやったような戦争によるもの。〔中略〕それは強盗だ——第二は貿易によるもので、これは概して詐欺だ——第三は農耕によるもので、唯一の正直なやり方だ」（大塚久雄 [44] 53ページ 注5）<sup>19)</sup>。

さらに当時のある聖職者は、農家の副業としての毛織物業を「いちばん神の意にかなっている商売 the goodliest of that trade」として積極的に信徒たちに推賞していた（R. H. Tawney [60] p. 181, 下123ページ）。織物業の場合、織布工たちは織機（はた）につくときには書物を自分たちの前において読んだり、お互いに教化し合うことも可能であった（R. H. Tawney [60] p. 168, 下99ページ）。

このようにピュウリタンたちの中で農業や毛織物業に圧倒的な比重が置かれていたのは、かれらが「対外経済」（それは前期的資本が活動する場である）よりも「対内経済」（国内市場）を決定的に重視していたことによる。かれらは前者から得られる富が『「違法すれすれの危い橋を渡らずして、巨万の富は手に入れ難い』という悪評高い格言にしたがって獲得される利得』であり、後者のそれが『「正直は最良の策』という原則にしたがって目指される収益』（M. Weber [78] S. 242, 272ページ）であることを信仰的に把握しえたのである<sup>20)</sup>。

19) 第一および第二の方法に関しては、ウェーバーの言う「冒険的・掠奪的資本主義」を想起すべきである。それは「政治・戦争・行政そのものに足場をもつ」もので、「四千年來この世に知られている」（M. Weber [79] S. 310, 352-353ページ）。

20) この点、マルクスが次のように指擡しているのは行論上、示唆に富む。

「この絶対的な致富衝動、この熱情的な価値追求は、資本家と貨幣蓄積者と共に共通であるが、貨幣蓄積者は気のちがった資本家 der verrückte Kapitalist にすぎないのに、資本家は合理的な貨幣蓄積者 der rationelle Schatzbildner である」（K. マルクス [30] 109ページ）。そして、合理的な「貨幣蓄積者は、彼の禁欲主義が精力的な勤勉と結びついている限り、宗教上は本質的にプロテスタントであり、しかもなおピュウリタンである」（同 [31] I 130ページ）。

かれらの代弁者とも言うべきデフォは、「イギリス自身の消費・イギリスの人民自身の消費が、イギリス自身の生産する原料と製造品との最大かつ最良の市場である」ことをくりかえし強調している（小林昇〔24〕91ページ）。

かくしてピュウリタンたちは、経済史で言うところの「農村の織元」としてマニファクチュアの担い手となるのである。かれらが都市の大商人・地主を中心とする「都市の織元」と対抗的であるのは言うまでもない<sup>21)</sup>。イギリスの資本主義は、前者が後者の圧力をはねのけ、圧服させることにより農村を舞台に初めて自主的な発展を見るにいたったこともよく知られている。オランダとの差異は実にこの点にあったのである。

「農村の織元」たちが従事した毛織物工業が当時、「国民的産業」として全産業の基軸としての位置を占め、マニファクチュア段階のもっとも重要な産業部門であることを思う時、かれらの「市民的な蓄財」が果たした役割は、はかり知れないほど大きい。

ピュウリタンたちの「禁欲的節約強制による資本形成」は、近代資本主義にとって不可欠な基盤となった。「農村の織元」たちが「対内経済」（等価交換）の営みのうちより蓄えた富こそあの「民富」なのである。それはなによりも生産者の富であり、購買力として国内市場を内より支えるものとなった。近代資本主義はこの「民富」の形成を起点としてはじめて成長を開始する（大塚久雄〔40〕44ページ）。別言すれば、ここに初めて「財産と資本との分離」が実現する。

## 6. プロイセンにおける「貴族的な蓄財」

それでは、ウェーバーの祖国たるドイツにおいては富の蓄積はいったいかなる形態をとったのであろうか。

端的に言えば、「市民的な蓄財」が勝利を収めたイギリスと比較した場合、プロイセンにおいてはそれとは対蹠的な「貴族的な蓄財」がとりわけ顕著であ

21) 「農村の織元」と「都市の織元」とについては大塚久雄〔37〕302ページ以下を参照。

ることをウェーバーは指摘している。しかも、それは過去の遺物としてかつて存在したというだけでなく、彼の眼前で今も展開中であった。「世襲財産制 Fideikommiss」がそれである。当時、この制度を強化しようとする法案が用意されていたが、ウェーバーにとってはこれこそ「貴族的な蓄財」にほかならなかった。

家族世襲財産法草案が提出されるや、ウェーバーはその本質を暴露するために「プロイセンにおける世襲財産問題に対する農業統計・社会政策的な考察」なる論文（M. Weber [80]）を1904年に発表した<sup>22)</sup>。その間の事情は、ウェーバー夫人によれば次の通りである。

「一九〇三年秋、彼〔M. ウェーバー〕がほかに二つの仕事をかかえていたとき、世襲財産の拡大と新設とを容易にしようとする法律案が上程される。土地貴族を支持することによって貴族的伝統と心情を維持することがそのイデオロギーであった。これはこの闘いに、物質的および政治的な階級利害をその背後にかくしている保守的浪漫主義への闘いを促した」（マリアンネ・ウェーバー [67] I 259ページ）

なぜ彼は、かくまでにこの法案に関心を示したのであろうか。

この問に答えるためには家族世襲財産制の内容と性格とをまず明らかにする必要があるであろう。いまそのことに関し行論上、必要な範囲でのべればおよそ次のごとくである。つまり、「世襲財産法はユンカー又は土地貴族の外観をえようとするブルジョアが一定の土地を分譲不可能なものとして拘束するもの」であり（田中真晴 [59] 336ページ 注4、傍点は本井）、「処分の禁止と単独相続によって家産を不分割で維持し、貴族の家の名譽を存続せしめる経済的基礎を確保する制度」である（石部雅亮 [19] 174ページ、傍点は本井）。見られるように、相続の対象となる「財産」とはなによりも土地であり、そこから得られる地代が貴族としての身分相応な生活を支える取入となるのである。

22) 本稿ではこの論文の全面的な検討は、プロイセンの世襲財産制そのものの検討と同様に意図されていない。それらについては、住谷一彦 [53] ならびに加藤勇雄 [20]、[21] を参照されたい。



行論上、記憶すべきことは、ウェーバーによるイギリスについての次の指摘である。すなわち、世襲財産制度はイギリスでは強硬な反対論に遭遇したためにかつて一度もそのまゝの形では実施されたためしがなく、わずかに「相続限定財産制」entails という別種の形態を余儀なくされた、との指摘である (M. Weber [82]S. 107, 上237ページ。なお、R. Bendix [5] p. 37 n. 31, 470ページ 注31をも参照)。要するに、ウェーバーはこの制度を通して、ドイツの資本主義が英米の近代資本主義とはいかに異質で未成熟であるかを鋭く見抜いていた (安藤英治 [2] 59ページ)。

なお、本稿ではちいさな説明を控えるが、ウェーバーは法案に全面的に反対したのではない。彼の主張は法案の制限、あるいは修正であった。彼はここでも類型を設定して自説を展開している。この点は、この法案をめぐる論争に加わった他の学者とウェーバーとを決定的に区別する点である (住谷一彦 [53] 305ページ 注3)。

さて、1904年のウェーバーの論文に戻ると、「ウェーバーの説明は非常な憤激をよびおこしたが、しかし効果はあった。法案の審議は延期され、結局立消えになった。法律は発効しなかったのである」(マリアンネ・ウェーバー [67] I 259ページ)

けれどもこの制度はたちまち復活したばかりか、14年後の1917年には法案そのものも「新世襲財産法案」として再度、プロイセン邦議会上に呈された<sup>23)</sup>。この時もウェーバーはすばやくペンをとり、「ドイツの対外政策とプロイセンの国内政策」と題する小論 (M. Weber [77]) を新聞に投稿して、広く市民に訴え出した。これは、後半部が「戦時利得の貴族化」との題が与えられていることから推測できるように、プロイセンによる「貴族的な蓄財」推進政策に対する痛烈な批判論文であった。

こうした2度にわたるウェーバーの反撃は、「『ブルジョア資本の封建化』への道をとどす」必要からなされたものである (D. Beetham [4] p. 166)。

23) これら二法案については、豊永泰子 [62] を参照。

以上のことからわかるように、ドイツにおける蓄財（「原始蓄積」）の問題はウェーバーにとっては歴史的研究の対象であるばかりか、現実の実践的な課題でもあった。彼の言葉を借れば、「貴族的な蓄財」は「いずれの時代と場所にも存在し、今日われわれ〔ドイツ人〕のあいだでも強い力をもっている」（M. Weber [70] S. 193, 下225ページ。傍点は本井）。彼は別の折にも次のように断定している。

「成り上がりものの世襲財産は、貴族主義的伝統をもった古い国及び軍事的君主国における資本主義の特徴的性格の一つである。ドイツの東部においては、英国で現在の諸関係がつくり出されるまで数百年來行なわれて来たと同様のことが、今おこなわれている」（M. Weber [81] p. 383, 124ページ）

「ドイツの東部」とはもちろんプロイセンを中心とする東エルベ地方を意味する。ここを根拠地とするユンカーたちが当時、全ドイツの政治的支配権を握っていたことは、ウェーバーも「ドイツ農村の土地所有者の階級は主として東エルベの貴族からなっているが、この階級が政治上はドイツ国家を支配している」と指摘する通りである（M. Weber [81] p. 373, 114ページ）<sup>24)</sup>。それ故に、ユンカーこそドイツの死命を決する大きな存在であった。そしてウェーバーが反ユンカーの立場に立っていたことは周知の事柄であろう。

ユンカーは、中国の官人や古代ローマの貴族同様、「比較に絶した」貪欲（營利欲）——それは禁欲的な「資本主義の精神」とはおよそ似て非なるもの<sup>25)</sup>——にとりつかれている（M. Weber [70] S. 41, 上52ページ）点で、ウェーバーの鋭い批判の対象となっていた。が、それだけではなく、いままたそれが財の「貴族化」を生む点でおよそ前近代的なものとされざるをえない。ユンカーたちの積極的な経済活動は近代資本主義に対してかえって阻止的に働くことになるからである。

24) この点について詳しくは、村瀬興雄 [35] 38-95ページを参照されたい。

25) 營利欲はいかに高められても精神の名に値いしないし、いかに効を経てもすぐれた意味で自己目的となることはありえない（大塚久雄 [44] 28ページ, 54ページ 注8）。この点でもっとも大きな誤解を生んだのが「資本主義の精神」論争であった。

その証拠にウェーバーの生きた時代にあつては、家族世襲財産はプロイセンでは消滅するどころか、かえって増加するという有様であつた。今、そのことを統計上から確認すれば、1850年に225個であつたものが、19世紀後半に「増加がいちじるし」かつたために1907年には640個以上を数えるにいたり、面積にしてプロイセン全土の実に6.6%を占めるにいたつた。その間、1896年からの10年間の増加を見ると、東部7州はドイツ西部諸州の3倍近い伸びを示している(山田晟〔87〕177-178ページ注10)。

ウェーバーは彼の周囲で進行するこうした事態を次のように分析している。

「工業資本家並に商業資本家達はいよいよ多くの土地を吸収しはじめる。富裕となつた工業家及び商人達は騎士領地を獲得し、土地所有を世襲財産制により彼等の家族に結びつけ、貴族階級の仲間入りするための手段として彼等の農地を利用する」(M. Weber〔81〕p. 383, 124ページ。傍点は本井)

すなわち彼は、東部諸州においてさかんに「土地をかう」ことにより貴族階級へ滑りこもうとするのが中産階級の成り上がりであることを見抜いていた(M. Weber〔77〕S. 182, 214ページ)。かれらのこうした行為は、大学で学生団体に加わり官僚になることや軍隊に入って将校となることと並んで、当時のドイツにおいてはもっとも有力な社会的上昇の途となつていた(住谷一彦〔52〕301-302ページ注6；上山安敏〔66〕106ページ)。

現実に貴族層は官僚と軍隊とを独占していたから、家族世襲財産の設定は社会的な上昇を目指す者にとっては必須の方策とならざるをえなかつた。なぜなら、それによつて貴族の称号が得られるばかりか、子孫が官僚や軍隊にとりたてられる途が拓かれるからである(D. Beetham〔4〕p. 154)。だからこそ企業家たちは社会的上昇の最終段階として、騎士領の獲得と家族世襲財産の設立とにより憧れの爵位を手に入れることを生涯の目的とするのである。家族世襲財産こそかれらが珍重する肩書の中でまさにその頂点に位置してつたものである(上山安敏〔66〕105-106ページ)。

こうして土地の入手を契機に貴族に成り上がった人びとが、官僚や将校と共

にあのビスマルク・レジームを支える最大の支柱となったことは言うまでもない。その意味では、この家族世襲財産制は、プロイセン絶対王政の軍事的で官僚制的な利害関心にまさに適合した形態であることが明白である（石部雅亮〔18〕21ページ）。要するに、この制度は農民の利害関心にこたえるものでは決してなく、特権的な地主階級の利益を擁護しようとするものであった（G. Poggi〔47〕pp. 4-5）。

かくして、プロイセンの貴族維持政策に基づきブルジョア階級は土地を購入して次々と「新貴族 Neuadel」へ上昇することになる。この「新貴族」の激増はユンカー的なプロイセン支配の藩屏を一層、強固にする点で封建制の再編と強化以外のなにものでもなかった（大野英二〔36〕416-417ページ）。結論的に言えば、家族世襲財産制の狙いは、ユンカー的な貴族層をブルジョア化させることと市民的な企業家層を貴族化させることを同時に実現させることにより、ユンカー的かつブルジョア的な利害共同態を再編・強化することにあった（住谷一彦〔53〕334-335ページ）。

家族世襲財産法案の目指すものが以上のものであるかぎり、ウェーバーが激しい批判をあげたのはむしろ当然であった。が、彼の批判は世襲財産を所有する者たちの意識にまで分析の視野を押し広げている点に特色がある。以下、彼独自のこの点についてたち入った説明を加えてみたい。

## 7. 家族世襲財産制と虚栄心

ウェーバーは世襲財産制を問題にするにさいして、ドイツ東部における「農業資本主義 Agrarkapitalismus」と西部における「工業資本主義 Industrieller Kapitalismus」との対抗、という視点を終始、忘れなかった（住谷一彦〔53〕292ページ注12）<sup>26)</sup>。そのさい、前者が家族世襲財産制の主たる推進力であると見

26) 彼のこの視点は、1904年のアメリカ旅行中の講演、「ドイツ農業問題の過去と現在」にも共通してみられる（M. Weber〔81〕pp. 373, 380, 384, 114ページ, 121ページ, 125-126ページ）。ちなみに、ウェーバーの「プロイセンにおける世襲財産問題に対する農業統計・社会政策的な考察」はこの講演との照応において理解すべきである、と説くのは住谷一彦教授である（住谷一彦

なされているのはまちがいない。

したがって、この「農業資本主義は、まさしく今日の事態では、『ブルジョア的な』貨幣への衝動と、『貴族的な』僭望との混淆であることを表明している」との評価が下されている(住谷一彦[53] 351ページ)。すなわち、家族世襲財産法そのものは、これら2種類の衝動にまさに整合的であることをウェーバーは見透していた(住谷一彦[53] 352ページ 注7)。

彼がここで、経済的な衝動(貨幣欲)と身分的な衝動(名誉欲)とをあわせて問題としていることは行論上、見逃がされてはならない。

まず、前者に関して言えば、(前述もしたように)営利衝動や貨幣欲はどんなに高められても精神の名に値しない以上、ユンカーの「比較に絶した」貪欲は、どのような意味においても「資本主義の精神」とは結びつかない。両者が似て非なるものであることこそウェーバーが宗教社会学で明示したい点のひとつであった。同様に、「貴族的な蓄財」が衝動に基づく限り、それは近代資本主義の自生的な発展と適合しないこともまた彼の強調点のひとつであった。

次に、後者、すなわち経済的な行為の背後に潜む身分的な衝動にもウェーバーはメスを入れることを忘れてはいない。そこでは、家族世襲財産にとびつく心理的源泉の中で「虚栄心 Eitelkeit」がひととき重視されている。

ウェーバーにとっては、「世襲財産は虚栄心の問題」であった(M. Weber [77] S. 182, 215ページ)。この点は、この制度のそもそものモデルと言われるイスラムの「財産寄進 Wakuf」が持っていた目的を見ればただちに首肯できる(M. Weber [74] SS. 742-743, II 366-367ページ)。

ウェーバーは東部の「農業資本主義」の中に「もっとも軽蔑すべき虚栄心」を見出している(M. Weber [80] S. 180; 住谷一彦[53] 354ページ)。それはとりもなおさず「成り上がり者の虚栄心 Parvenüeteilkeit」にほかならなかった(M. Weber [77] SS. 180, 182, 212ページ, 214ページ)。彼から見て、ドイツのブ

一彦[53] 296ページ 注8)。確かにアメリカで実地に見た農業制度は、ウェーバーにとってはドイツの近代化を考察する有力な指標となりえたはずである。アメリカは彼の眼には「新しい社会のモデル」と映った(H. H. Gerth & C. W. Mills [11] p. 17)。

ルジョア階級を特徴づけるものがあるとすれば、それは成り上がり者が社会的な地位を渴望することであった (D. Beetham [4] pp. 158-159). かれらの「渴望」は結局のところ「〔世襲財産の〕創設者個人にかかわる虚榮」であり、「根本において自己中心的な目標」にほかならなかったが、これに対して「市民的な蓄財」を目指す「ピュウリタンのばあいには、人間の虚榮ではなく、神の栄光と自己の義務のみがその動機であった」 (M. Weber [70] S. 190 Anm. 1, 下 221-222ページ 注5. 傍点は本井). ピュウリタンの祭欲にとっては、金満家の成金風の見栄は領主層の貴族風の道徳的なたるみと並んで嫌悪すべきものであった (M. Weber [70] S. 178, 下196ページ).

家族世襲財産制に対してピュウリタンの立場に位置するウェーバーの批判は実に手きびしい。

「世襲財産の創設はこの世のうちでもっともあさましい虚榮心を満足させる道具である」。というのは、自分たちの財産を騎士領の購入に利用し、さらにそれを世襲財産にかえることにより名目貴族になりたがるのは、かれらの父親が平民だったことを将来において忘れようとさせるためだからである。その意味では「世襲財産創設はもっぱら金権政治の虚榮心に仕えるものである。この金権政治を『昇り』たがっているようなメッキ貴族の特質については、私は確かな判断能力を要求したい。そして私の見解では、一般的に言って、この世のあらゆる成り上がり者のうちで、この種の名目貴族は特にもっとも価値のないものである」 (M. Weber [77] S. 179, 211ページ)<sup>27)</sup>。

「名目貴族」は「メッキ貴族」にすぎなかった。ウェーバーは（この点が論敵のシュモラーと相違するのだが）すでにメッキにしかすぎない土地貴族としての性格をユンカーから完全にはぎとることが肝要である、と考えていた（田

27) イギリスに関するトニーの次の興味ある指摘をみよ。「一七世紀の後半までには〔中略〕商業と金融とによってひきおこされた富の再分配によって、以前にはおたがいに張り合っていた貴族と実業階級とは、両者を取りまく金権政治の金ピカの粘土のなかで、歩みよろうとしていたのである。地方の地主が自分の息子らを実業界へ送りこむことがますます多くなり、『意気地がなくて、たいがい嘘つきの商人』の方は、当然のことながら、破産した貴族から所領を買いとりたがった」 (R. H. Tawney [60] p. 173, 下109ページ. 傍点は本井)

中真晴 [59] 358ページ).

ウェーバーがあくまでもメッキ(虚栄心)を問題視するのは、それがピュウリタンの禁欲とはおよそ対蹠的な名誉欲(身分的な衝動)であり、「ひとたび土地が成り上がり者の虚栄心を満足させると、それは際限がなくなってしまう」からであった(M. Weber [77] S. 182, 214ページ). かれらは土地を購入しても農業経営に利用するわけではなく、「レントナー根性」<sup>28)</sup>にとりつかれてひたすらヨリ多くの地代収入を貪欲に求める。かれらは、したがって、見かけは貴族であるが、その実は「乞食的存在」にすぎない。そして、その「レントナー根性」は、純粋な虚栄心の利害によってさらに強められ、農民にもっとも適した最上の土地<sup>29)</sup>を奪うことによって農業の近代化に阻制的に作用せざるをえない(M. Weber [77] S. 184, 216-217ページ). 換言すれば、「ブルジョア資本の『封建化』」が農村経済をゆがめてしまうのである(D. Beetham [4] p. 159).

こうして、世襲財産制度は「人間のもっとも卑しい虚栄心」をそるることにより、地代収入に依存しようとする者を増やす方向に作用し、そのためにブルジョア的な資本が経済闘争の場——周知のように、ウェーバーはこの中からかの近代資本主義は生み出されると考えていた——からたえずひきあげられてしまうことになる(M. Weber [80] S. 391)<sup>30)</sup>.

このゆえにこそ、この制度は経済的にはもちろんのこと、「道徳的にも最も

28) ウェーバーがさきに、レントナーを「財産階級」の典型としていたことを想起すべきである。

29) ウェーバーは、古代ギリシアにおいてはもっとも肥沃な土地(平地)が貴族の所有に帰したのに対し、レントを生まない山地は農民が占拠することになったという事実(平地党と山地党との対立)を示している。彼はこれを「地代形成の原則」に従うものとみなしたうえ、プロイセンの家族世襲財産制が「肥沃な土地を好むのとちょうどおなじ」と捉えている(M. Weber [75] S. 778, 190ページ; ditto. [84] SS. 116, 134, 214, 244ページ).

30) 集積した財産を営利資本としてではなくレント資金として利用するのは、ウェーバーにとっては「古代経済の精神」に完全に合致したやり方と映じた。こうした形で営利資本の形成が阻止されたのがドイツ中世の典型であった(M. Weber [74] SS. 652, 656, II 367, II 380ページ). プロイセンの家族世襲財産制は、「資本の増殖」ではなく「財産の利用」を形成原理とする点で古代のオイコス(大家計)に等しいといわざるをえない(ditto [73] S. 212 f., 153ページ 注4). この点で、財を「使用財や地代財としてではなく、営利資本として」利用する「市民的な蓄財」との差は顕著である(M. Weber [85] S. 213, 269ページ. 傍点は本井).

耐えがたい」とウェーバーには思われたのである（M. Weber [77] S. 186, 218 ページ）。要するに、ウェーバーにとっては虚栄心と一体をなす、成り上がり者のレントナー根性は、資本主義を押し進める精神——それは本来、「緊迫した経済活動」において初めて生まれる——とはおよそ無縁のものであった（M. Weber [80] SS. 104-105）。

以上のことを考慮に入れた場合、ウェーバーの次の指摘が自身の立場を表明していることに容易に気付くはずである。

「ピュウリタンたちは農業をとくに重要な、信仰にとってとくに有益な営利部門として重要視しはしたが、それは（たとえばバックスターにみるように）地主 landlord ではなくヨウマン（独立自営農民）と借地農業者 farmer についてであり、また十八世紀の同様な見解もユンカー農場主貴族ではなくて『合理的』な農業経営者 Landwirt についていわれたものであった」（M. Weber [70] S. 194, 下226ページ）

彼は、ユンカー農場主貴族（「貴族的な蓄財」）ではなくて、あきらかにピュウリタンのな農業経営者（「市民的な蓄財」）を是とし、かれらと同じ立場に立とうとしている。

なお、家族世襲財産制に対する批判という点では、ブレンターノもまた、それが「家名の虚栄」から考案されたものであり、土地を拘束するために地価を高騰させるゆえに批判的としている。この点は（ウェーバーも触れるところではあるが）ウェーバーの分析の方がはるかに周到である（田中真晴 [59] 345 ページ注4）。

その周到さは、たとえば家族世襲財産制を生み出す背景に宗教的な要素、すなわちルター主義を見ていることに典型的に表われている。最後にこのことについて付言しておきたい。

ウェーバーは、ヨーロッパの「保守的諸勢力」として教会、なかんずくカルヴァニズムに鋭く対立するカトリックとルター主義とをあげ、両者がヨーロッパ大陸諸国の教会の反資本主義的な態度を強化している、と見ていた（M. Weber



[81] pp. 370-371, 112-113ページ).

そもそもルターの経済思想そのものはカトリックのそれに近いため、その中には中世の経済倫理のすべてが（しかも、一部分は時には中世のフィレンツェの理論家たちの見解よりもはるかに遅れた形で）再現されていた。したがって、ルター派の教会が近代資本主義に対してとった態度は、カトリックとは程度の差があるだけで原理的にはなんら変りはなかった (E. Troeltsch [64] S. 572, p. 554; M. Weber [74] S. 808, II 629ページ)。

要するにルター主義は、諸改革教会の中ではイギリス国教会と並んでもっとも禁欲性が少ないのである (M. Weber [74] S. 807, II 628ページ)。ドイツでもっとも広く信奉されたのがこのルター主義であることは今さら言うまでもない。他方、禁欲性を最大の特徴とするカルヴィニズムがドイツでは広範囲にわたって支配的であったことは一度もなかった (M. Weber [70] S. 89 Anm. 1, 下19ページ注3)。ルター主義はあくまでも「ドイツ人にはうってつけの宗教意識であった」(ditto [74] S. 751, II 393ページ。なお、E. Troeltsch [64] SS. 551-552, pp. 541-542の興味ある叙述をも参照されたい)。ウェーバーはこうした認識のうえに、次のように慨嘆する。「わが国民は厳格な禁欲主義の学校を一度も、いかなる形においても卒業しなかった。このことが他方ではわが国民の(また私自身の)あらゆるいやなところを生み出す源となっています」(W. J. モムゼン [33] 122ページ)。

ルター主義がドイツ人に与えた巨大な感化を思う時、ウェーバーが経済倫理を問題にするさい、カトリック教会とカルヴィニズムとの差異よりも、むしろルター主義とカルヴィニズムとの対照にヨリ大きな関心を抱いた (A. Giddens [12] p. 128 n. 29) 理由が諒解できるはずである。

ウェーバーは、ドイツ人の心情が多分にルター主義に負っている例として次のようなものを挙げている。ドイツ人に見られる「温情性 *Gemütlichkeit*」や「自然さ(素朴さ) *Natürlichkeit*」, 権威主義的な態度、これらは反禁欲的で権威主義的なルター主義の感化が大きい (M. Weber [70] S. 127, 下92ページ; ditto [75] S. 775, 480ページ。なお高柳賢三 [57] 169ページをも参照)。

このルター主義がドイツ人の経済行動をも大きく左右するほどの力をふるったことは容易に想像がつく。とりわけ、ユンカーの場合はそのことが顕著である。ユンカーはルター主義の熱心な信徒であった。いや、一面においてユンカーたらんとすれば、ルター主義であらねばならなかった（村瀬興雄〔35〕17, 89ページ）。ビスマルクも何かにつけてルターを援用した（青山秀夫〔3〕285ページ）。

「貴族的な蓄財」の心理的源泉にこのルター主義が及ぼした感化を思う時、ドイツ経済におけるルター主義の位置は、オランダにおけるアルミニアン派やイギリスにおけるイギリス国教会のそれにきわめて近かった、と言わざるをえない<sup>31)</sup>。

## 8. む す び

これまでの叙述を通して、家族世襲財産という形をとったプロイセンの「貴族的な蓄財」をウェーバーがなぜ執拗な考察の対象としたのか、そしてそのさい、なぜその「動機」にまでさかのぼって分析されているのか、がほぼ明瞭にされたはずである。この点を結論的に再説すれば次のように言えるであろう。

ウェーバーにとっては、富（財）の蓄積そのものは近代資本主義の自生的な成長と必ずしも直接的に結びつくものではなかった。このことを明らかにするためには、近代的な性格を有する蓄財と封建的（反動的）な性格をもつそれとを類型的に峻別することがなによりも必要であった。かくして、ピューリタンたちの「市民的な蓄財」があつた「民富」の形成にいたつたのとはまさに逆に、「貴族的な蓄財」は必ずしもそうではないことが指摘されねばならなかった。前者がイギリスやニューイングランドにおいて典型的に見られたように、近代資本主義の自生的な発展に大きく貢献したのに対し、後者はあきらかに阻的に働いた。とりわけドイツでは、ウェーバーの眼前でそのことが現実に展開さ

31) ちなみに、本稿では割愛せざるをえないが、ドイツにおいてルター主義が政治的に果たした役割についても、ウェーバーは同様の視角から分析を試みている。L. A. スカフは、ドイツでは欧米に比してカルヴィニズムの影響がはるかに弱く、逆にルター主義の政治的影響力が大きかったことをドイツの後進性の三つの原因のひとつに挙げている（L. A. Scaff [50] pp. 132-133）。

れていた。多分にルター主義に感化された家族世襲財産制がそれである。

この故にこそ、ウェーバーにとってはこの制度はドイツにおける「原始蓄積」をめぐる問題であり、その根底で経済倫理と深くからみ合う問題であった。この意味で、家族世襲財産制は経済倫理の視角から考察の対象たりえたのである。いや、彼にとってはドイツの近代化のためには、この視角からの研究は避けて通れなかった。彼のさまざまなドイツの現状批判と社会政策の提起とは、「資本主義の精神」論を踏まえた上でのものであるだけに実に底が深いものとなりえている、と言うべきであろう。

そのことは次の事実を見る時に一層、明白となる。

ウェーバーは、家族世襲財産法案が1903年の秋に提案された直後に次の諸論文をやつぎばやに発表している。

- (1) 「社会科学・社会政策の認識の『客観性』」(1904年)
- (2) 「プロイセンにおける世襲財産問題に対する農業統計・社会政策的な考察」(1904年, M. Weber [80])
- (3) 「最近十年間のドイツ文献に現われた古ゲルマン社会制度の性格をめぐる論争」(1904年)
- (4) 「ドイツ農業問題の過去と現在」(1904年, M. Weber [81])
- (5) 「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(1904年—1905年, M. Weber [70])
- (6) 「教会とセクト」(1906年, のちの「プロテスタンティズムの教派と資本主義の精神」1920年, M. Weber [69] の原型)

ウェーバー夫人はこの当手を回顧して、わずか9カ月間にそれぞれ「全然異なった分野」に属す論文と講演——(1), (2), (5)および(4)を指す——とが次々と発表されたことを伝えている(マリアンネ・ウェーバー [67] I 222ページ)。けれども、本稿の観点から見る時には、これら一連の労作は分野こそ「全然異なった」ものでありながら、その実、ウェーバーの意図と関心とから言えばまさに

逆であった。

諸論文のうち(2)が世襲財産制を正面から論じていることは言うまでもない。その視角がアメリカでの講演である(4)と共通することは前に触れた。さらに注目すべきは、実は(3)、(5)、(6)もまた、そのことが隠されたテーマとして念頭におかれていることである。そして、以上の諸論文が方法論的には「客観性」を扱った(1)に大きく依存していることは多言を要しないはずである（山口和男〔88〕26ページ注6）。

このほか、この時期の諸論文に見られる関心が「全然異なった」ものでないことは、次のことにも窺える。

まず、(3)の論文を見ると、当時、ドイツの歴史学界でなにかと論争の対象となりつつあった封建的土地所有（グルトヘルシャフト）に関し、ウェーバーは冒頭で次のような提言を試みている。すなわち、そこでは領主が農民を労働力として使用するようになったのか、それとも地代源として利用するにいたったのか、その差異を見定めることが決定的に重要である、と（M. Weber〔83〕S. 510, 5ページ；なお、住谷一彦〔54〕30-32ページをも参照）。彼のこの発言は、主として17世紀のグルトヘルシャフトについて言われたものではあるが、あの世襲財産制を視野の中にとらえたうえでのものであることは容易に推測できる。現に当時のドイツの学者たちは、「近代的な資本蓄積の開始」を始め、ほとんどあらゆる諸現象をこのグルトヘルシャフトに由来すると考えている、とウェーバーは批判しているほどである（M. Weber〔83〕S. 508, 3ページ）。グルトヘルシャフトの場合、そこで支配されている土地や人間は「財産」にすぎず、「資本」とはみなしがたかった（M. Weber〔84〕SS. 13-14, 24ページ）。

次に、「資本主義の精神」をとり扱った有名な(5)であるが、この中でウェーバーが次のように断言する時、(2)との連関が明白に考慮されていることが判る。

「ドイツの成り上がりの資本家家族の経歴に通常見られるように世襲財産と名目貴族の安全港に到着し、その息子たちは大学や官僚のうちにあって自分の素性を忘れさせようとつとめると言うようなことも亜流者流の頹廢的産物にす

ぎない。ドイツでも少数の優れた実例をみた資本主義的企業家の『理想像』は、こうした一段と粗野な、あるいは一段と上品な成金根性とは似ても似つかぬものである。かかる企業家は、見栄や不必要な支出を好まないのみか、故意に権勢を利用することを嫌い、また現に自分のえている社会的名声に対して外側の褒賞をうけることをさえ喜ばずして避けるのである。別言すれば、その生活態度は多く〔中略〕一定の禁欲的な特徴を具えている。——これはわれわれの研究上、重要な現象である〔中略〕——ことにこうした企業家にはある冷静な節度の認められることが少なくない、と言うよりきわめて多いのである。こうした節度は、〔中略〕誠実なものである。こうした企業家は巨富を擁しながら自分のためには『一物も有たない』、ただよき『使命としての職業の遂行』という非合理的な感情をもっているにすぎないのである」(M. Weber [70] S. 55, 上80-81ページ)

一読してあきらかなように、ドイツの「成り上がりの資本家」はピュウリタンの「資本主義的企業家」のアンチテーゼとして描き出されている。「つまりウェーバーは、当時のドイツの世襲財産領地の所有者の意識が、近代的に合理化された精神ではないという認識から、逆に合理的な資本主義の精神が、かくあらねばならぬという構想を同書〔5〕において展開したのであった」(山口和男〔88〕231ページ注7)<sup>32</sup>。思うに、ウェーバーは「外側の褒賞」(メッキ)を受けることのみで腐心するユンカーたちの虚栄心に満ちた成金根性の中に彼の言う儒教的な「外面的尊厳の倫理」die Ethik die äußerliche Würdeを見出して、苦々しい限りであったに相違ない。

(6)の論文にも(5)同様の表現が見受けられる。

「権力ならアメリカでも『かね』だけで買える。しかし、社会的名誉は買えない。もちろん、かねも名誉をうるひとつの手段ではある。この点わが国でもどこの国でもかわりはない。ちがうのはそのやりかただけである。すなわち、

32) 本稿の視角とは異なるが、加藤房雄〔22〕108-111ページ注36にも両者の相互関連が指摘されている。

わが国おきまりのやり方は、騎士領の買い上げ、世襲財産の設立、名目の爵位取得——こうしておけば孫の代になって貴族の『社会』に入入りできる——であった」(M. Weber [68] S. 215 Anm. 1, 92ページ 注14)

この時期に集中的に書かれたウェーバーの一連の論文を切り離さずに、相互に関連させて全体として捉える努力をされるのは住谷一彦教授である(住谷一彦 [53] 332ページ 注3)。その教授による次の指摘は本稿にとってきわめて示唆に富む。

「ヴェーバーが『世襲財産』の問題を、〔2)の中で〕すぐれて資本蓄積の仕方に関連づけて捉えようとしている点に注意。だからこそ、この問題が彼の学問的(および政策的)関心を強くよび起したのである。この〔2)の〕論文と同年にあの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』が発表されはじめていることは、行論上、十分に配慮されて然るべきであろう。というのは、そこではまさしく近代資本主義(=産業資本、『資本』の基本形態)の形成へと指向する資本蓄積の仕方が、徹底して追求されているからである。ヴェーバーの老大な宗教社会学の諸論文は、この意味では背後に資本蓄積=循環論の視角を深く秘めているものといわねばならない」(住谷一彦 [53] 302ページ 注7)

本稿の冒頭でも触れたように、ウェーバーの『世界宗教の経済倫理』は実に「原始蓄積」の問題に社会学的な視点からの接近を意図した研究でもあった。J. A. シュンペーターも、「ドイツ歴史学派に属する他の学者たちも、その途上で、かれらにとって、資本主義の精神の発生の問題を生みだしたと同じ理由で、原始蓄積の問題に直面した」ことを認めている(J. A. シュンペーター [52] 341ページ)。が、方法論的にも、そして宗教社会学的にも、ウェーバーの分析は歴史学派のそれとは比較にならないほど深く、かつ鋭かった。

さらにウェーバーの場合、底流に彼の実践的な課題、つまりドイツの近代化という問題が大きく横たわっていたことをここでも想起すべきである。彼がドイツ国民の「政治的未成熟」を憂い、「政治的教育」の必要性を終生、説いたことはあまねく知られている。彼は自らそれを実行したのである。彼は、新し

い政治世代のスポークスマンとして積極的に「政治的な論客 a speaker and writer」となった (R. Bendix & G. Roth [49] p. 17).

この意味では、「原始蓄積」をめぐる研究は「資本主義の精神」のそれと同様に、きわめて政治的(政策的)な性格の強い論文、すなわちドイツ国民に対する「政治的教育」の一教材としての一面を持った労作であることが諒解されるはずである。

### 【参考文献】

- [1] 天川潤次郎『デフォ研究』未来社, 1966年.
- [2] 安藤英治「ウェーバーと“ヨーロッパ”意識——近代化のパラドックス——」『思想』631 岩波書店, 1977年1月.
- [3] 青山秀夫『マックス・ウェーバーの社会理論』岩波書店, 1950年.
- [4] Beetham, David, *Max Weber and the Theory of Modern Politics*, George & Unwin, London, 1974.
- [5] Bendix, Reinhard, *Max Weber: An intellectual portrait*, Methuen, London, 1966 (R. ベンディックス, 折原浩訳『マックス・ウェーバー——その学問の全体像』中央公論社, 1966年).
- [6] J. ブルクハルト, 柴田治三郎訳『イタリア・ルネサンスの文化』中央公論社, 1960年.
- [7] 出口勇蔵「トニーの社会主義思想」, 『京都大学経済学部 創立四十周年記念 経済学論文集』京都大学, 1959年.
- [8] F. エンゲルス, 長谷部文雄訳「英語版への序言」, K. マルクス『資本論』I (『世界の大思想』18) 河出書房, 1964年.
- [9] A. ファンファーニー, 佐々木専三郎訳『カトリシズム・プロテスタンティズム・資本主義』未来社, 1968年.
- [10] Fischhoff, Ephraim, "The Protestant Ethic and the Spirit of Capitalism: The History of a Controversy", *Social Research*, 11-1, Feb. 1944.
- [11] Gerth, H. H. & Mills, C. W., *From Max Weber: Essays in Sociology*, Oxford University Press, New York, 1969.
- [12] Giddens, Anthony, *Capitalism and modern social theory: Analysis of the writings of Marx, Durkheim and Max Weber*, Cambridge University Press, London, 1971.
- [13] Green, Robert W., ed., *Protestantism and Capitalism: the Weber thesis*

- and its critics, Heath, Boston, 1959.
- [14] Hill, Christopher, *Economic Problems of the Church*, Oxford University Press, London, 1956.
- [15] 平井俊彦「ウェーバーの民主主義」, 出口勇康編『歴史学派の批判的展開』（経済学説全集6）河出書房, 1956年.
- [16] 同『ロックにおける人間と社会』増補版 ミネルヴァ書房, 1964年.
- [17] J. ホイジंगा, 栗原福也訳『レンブラントの世紀——17世紀ネーデルラント文化の概観』創文社, 1968年.
- [18] 石部雅亮「ドイツにおける家族世襲財産制度——『相続法の近代化』のために——」, 『法学雑誌』（大阪市立大学）14-2, 1967年11月.
- [19] ———, 『啓蒙の絶対主義の法構造』有斐閣, 1969年.
- [20] 加藤房雄「19世紀末ドイツにおける『本源的蓄積』と土地所有——マックス・ウェーバー『世襲財産 Fideikommis』論の内容とその意義——」1, 2, 『経済論叢』（京都大学）125—1・2, 3, 1980年2月, 3月.
- [21] ———, 「近代ドイツ世襲財産問題の一考察——統計的概観と西部ドイツ——」『修道商学』（広島修道大学）23—2, 1982年12月.
- [22] ———, 「世襲財産とマックス・ウェーバー——研究史整理のための一試論——」『修道商学』（広島修道大学）23—2, 1988年2月.
- [23] 蔵本 忍「M・ウェーバーの近代資本主義の生成に関するテーゼについて——特にF・ラッハファールの批判に関連して——」『政経論叢』（明治大学）53—1, 1984年9月.
- [24] 小林 昇「重商主義における市場の形成」, 『小林昇経済学史著作集』3（イギリス重商主義研究1）未来社, 1976年.
- [25] 久保芳和『フランクリン研究』関書房, 1957年.
- [26] Levy, Hermann, *Economic Liberalism*, Macmillan, London, 1913.
- [27] Luethy, Hervert, “Once Again: Calvinism and Capitalism”, in *Max Weber*, ed. by Dennis Wrong, Prentice-Hall, New Jersey, 1970.
- [28] P. マントウ, 徳増榮太郎・井上幸治・遠藤輝羽訳『産業革命』東洋経済新報社, 1975年.
- [29] Marschall, Gordon, *In search of the Spirit of Capitalism: An essay on Max Weber's Protestant ethic thesis*, Hutchinson, London, 1982.
- [30] K. マルクス, 大内兵衛・細川嘉六監訳『経済学批判』『マルクス・エンゲルス全集』13 大月書店, 1970年.
- [31] K. マルクス, 長谷部文雄訳『資本論』全4巻, 『世界の大思想』18-21, 河出書房, 1964年.



- [32] 本井康博「スミス経済学の一系譜——アダム・スミスとカルヴィニズム——」『経済学論叢』（同志社大学）39-2, 1988年1月.
- [33] W. J. モムゼン, 中村 貞二・米沢 和彦・嘉目 克彦 訳『マックス・ヴェーバー——社会・政治・歴史——』未来社, 1977年.
- [34] 村岡健次『ヴィクトリア時代の政治と社会』ミネルヴァ書房, 1980年.
- [35] 村瀬興雄『ドイツ現代史』東京大学出版会, 1954年.
- [36] 大野英二『ドイツ資本主義論』未来社, 1965年.
- [37] 大塚久雄『近代欧州経済史序説』『大塚久雄著作集』2, 岩波書店, 1969年.
- [38] ———, 『近代資本主義の系譜』同上3.
- [39] ———, 『欧州経済史』同上4.
- [40] ———, 『国民経済』同上6.
- [41] ———, 「経済史から見た貿易国家の二つの型」同上6.
- [42] ———, (星野秀利著)「イタリア・ルネサンスの社会的基盤」同上6.
- [43] ———, 「オランダ型貿易国家の生成」同上6.
- [44] ———, 「マックス・ヴェーバーの資本主義の『精神』」同上8.
- [45] ———, 「『経済人』のユートピア的具象化としてのロビンソン物語」同上8.
- [46] Parsons, Talcott, "Introduction", in: *Max Weber: The Theory of Social and Economic Organization*, ed. with an Introduction by T. Parsons, The Free Press, New York, 1969.
- [47] W. ベティ, 大内兵衛・松川七郎 訳『政治算術』岩波書店, 1955年.
- [48] Poggi, Gianfranco, *Calvinism and the Capitalist Spirit: Max Weber's Protestant Ethic*, Macmillan, London, 1985.
- [49] Roth, G. Guenther, "Max Weber's Generational Rebellion and Maturation", in: *Scholarship and Partisanship: Essays on Max Weber*, by R. Bendix and G. G. Roth, University of California Press, Berkeley, Los Angeles, London, 1980.
- [50] Scaff, Lawrence A., "Max Weber's Politics and Political Education", *The American Political Science Review*, 67-1, 1973.
- [51] 城塚 登『近代社会思想史』東京大学出版会, 1970年.
- [52] J. A. シュンペーター, 吉田昇三 監訳・金融経済研究所 訳『景気循環論』2, 有斐閣, 1964年.
- [53] 住谷一彦『リストとヴェーバー——ドイツ資本主義分析の思想体系研究——』未来社, 1969年.
- [54] 住谷一彦『共同体の史的構造論』増補版 有斐閣, 1985年.
- [55] 高橋幸八郎『近代社会成立史論』御茶の水書房, 1980年.

- [56] 高村象平『資本主義の歴史的問題』泉文堂、1948年。
- [57] 高柳賢三『英米法の基礎』有斐閣、1964年。
- [58] 武 暢夫「ジェントリーの社会経済的性格」『経済論叢』（京都大学）78-1、1956年7月。
- [59] 田中真晴「マックス・ウェーバーにおける農政論の構造——歴史学派的見解の継承と批判——」『京都大学経済学部創立四十周年記念経済学論文集』京都大学、1959年。
- [60] Tawney, Richard Henry, *Religion and the Rise of Capitalism*, A Mentor Book, The New American Library, New York, 1955 (R. H. トーニー, 出口勇蔵・越智武臣訳『宗教と資本主義の興隆——歴史的研究——』上, 下 岩波書店, 1963年)。
- [61] \_\_\_\_\_, “The Rise of the Gentry, 1558-1640”, in: *Essays in Economic History*, reprints ed. by Eleanor Mary Carus-Wilson, Vol. 1, E. Arnold, London, 1955 (R. H. トーニー, 浜林正夫訳『ジェントリの勃興』未来社, 1964年)。
- [62] 豊永泰子「プロイセン世襲財産問題——帝政期ドイツにおける土地政策の一動向——」『西洋史学』（日本西洋史学会）68, 1966年1月。
- [63] B. トリンダー, 山本 通訳『産業革命のアルケオロジ——イギリス製鉄企業の歴史』新評論, 1986年。
- [64] Troeltsch, Ernst, “Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen”, in: *Gesammelte Schriften*, Bd. I (ditto, *The Social Teaching of the Christian Churches*, trans. by Olive Wyon, Vol. II, Macmillan, New York, 1950)。
- [65] 内田直作「オランダ近代経済史の一問題」1～4, 『経済研究』（成城大学）13, 15-17, 1960年12月, 1962年3月, 1962年10月, 1963年3月。
- [66] 上山安敏『ウェーバーとその社会』ミネルヴァ書房, 1978年。
- [67] マリアンネ・ウェーバー, 大久保和郎訳『マックス・ウェーバー』1, 2 みすず書房, 1967年。
- [68] Weber, Max, Vorbemerkung, in: *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. I, Mohr, Tübingen, 1920 (M. ウェーバー, 安藤英治訳『宗教社会学論文集』序言)『ウェーバー宗教・社会論集』『世界の犬思想』II-7, 河出書房, 1968年)。
- [69] \_\_\_\_\_, Die protestantischen Sekten und der Geist des Kapitalismus, in: a. a. O. (M. ウェーバー, 中村貞二訳「プロテスタントイズムの教派と資本主義の精神」同前)。
- [70] \_\_\_\_\_, Die protestantische Ethik und der »Geist« des Kapitalismus, in: a. a. O. (M. ウェーバー, 湯山力・大塚久雄訳『プロテスタントイズムの倫理と資

- 本主義の精神』上, 下 岩波書店, 1964年).
- [71] Weber, Max, *Das antike Judentum*, in: *a. a. O.*, Bd. III (M. ウェーバー, 内田芳明訳『古代ユダヤ教』I, II みすず書房, 1972年).
- [72] \_\_\_\_\_, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4 Aufl., 1956 (M. ウェーバー, 世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社, 1972年).
- [73] \_\_\_\_\_, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl., 1972 (M. ウェーバー, 世良晃志郎訳『法社会学』創文社, 1984年).
- [74] \_\_\_\_\_, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4 Aufl., 1956 (M. ウェーバー, 世良晃志郎訳『支配の社会学』I, II 創文社, 1960, 1962年).
- [75] \_\_\_\_\_, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4 Aufl., 1956 (M. ウェーバー, 世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社, 1971年).
- [76] \_\_\_\_\_, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl., 1972 (M. ウェーバー, 武藤一雄・藺田宗人・藺田坦訳『宗教社会学』創文社, 1976年).
- [77] \_\_\_\_\_, *Deutschlands äußere und Preußens inner Politik*, in: *Gesammelte Politische Schriften*, Mohr, Tübingen, 1958 (M. ウェーバー, 林道義訳「ドイツの対外政策とプロイセンの国内政策」『マックス・ヴェーバー政治論集』1 みすず書房, 1982年).
- [78] \_\_\_\_\_, *Wahlrecht und Demokratie in Deutschland*, in: *a. a. O.* (M. ウェーバー, 山田高生訳「ドイツにおける選挙法と民主主義」, 同上).
- [79] \_\_\_\_\_, *Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland. Zur politischen Kritik des Beamtentums und Parteiwesens*, in: *a. a. O.* (M. ウェーバー, 中村貞二・山田高生訳「新秩序ドイツの議会と政府」同上2).
- [80] \_\_\_\_\_, *Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommißfrage in Preußen*, in: *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Mohr, Tübingen, 1924.
- [81] \_\_\_\_\_, *Deutsche Agrarprobleme in Vergangenheit und Gegenwart*; ditto, *Capitalism and Rural Society in Germany*, in: *From Max Weber: Essays in Sociology*, trans., ed., and with an introduction by H. H. Gerth and C. W. Mills, Oxford University Press, New York, 1969 (M. ウェーバー, 山岡亮一訳「農業制度と資本主義」, 『ヴェーバー』世界大思想全集 21, 河出書房, 1954年).
- [82] \_\_\_\_\_, *Wirtschaftsgeschichte*, ed. by S. Hellman and M. Palyi, Duncker & Humboldt, München, 1924 (M. ウェーバー, 黒正厳・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』上, 下 岩波書店, 1955年).
- [83] \_\_\_\_\_, *Der Streit um den Charackter der altgermanischen Sozialverfassung*

- in der deutschen Literatur des letzem Jahr hunderts Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, in: *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Mohr, Tübingen, 1924 (M. ウェーバー, 世良晃志郎訳『古ゲルマンの社会組織』創文社, 1969年).
- [84] Weber, Max, Agrarverhältnisse im Altertum, in: *a. a. O.* (M. ウェーバー, 渡辺金一・弓削達訳, 『古代社会経済史——古代農業事情——』東洋経済新報社, 1976年).
- [85] \_\_\_\_\_, Hinduismus und Buddhismus, in: *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. II, Mohr, Tübingen, 1978 (M. ウェーバー, 深沢宏訳『世界諸宗教の経済倫理 ヒンドゥー教と仏教』日貿出版社, 1983年).
- [86] M. ウェーバー, 住谷一彦・山田正範訳「資本主義の『精神』に関する反批判」『思想』674, 岩波書店, 1980年8月.
- [87] 山田 晟『近代土地所有権の成立過程』有信堂, 1958年.
- [88] 山口和男『ドイツ社会思想史研究』ミネルヴァ書房, 1974年.
- [89] 山本 通「クェカーの経済倫理について——I: グラップの所説を中心に(上)——」『商経論叢』(神奈川大学) 14-3・4, 1979年3月.
- [90] 山下幸夫『近代イギリスの経済思想——ダニエル・デフォの経済倫理とその背景——』岩波書店, 1968年.